

関係者 各位

(一社)宮崎県トラック協会 業務課

令和元年11月1日より、事業変更に伴う書類の様式が変更となりました。

そのうち、車両の増車に関しまして次頁の宣誓書の内容をご確認頂き、宣誓書のチェック欄がすべて

「いいえ」

となる事業者は県ト協ホームページ(各種申請書)の

「増車届出申請書」を、

宣誓書のチェック欄に1つでも

「はい」

がある事業者につきましては県ト協ホームページの

「増車認可申請書」

をご使用いただきますようお願い申し上げます。

宮崎運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。  はい  いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。  はい  いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。  はい  いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときを除く。)  はい  いいえ

項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100

令和    年    月    日

住                    所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代    表    者 \_\_\_\_\_

印